港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）（令和３（2021）年度～令和 14（2032）年度）令和８（2026）年度改定版（素案）の概要

第１章　計画の概要と策定の背景

１（１）計画改定の背景　（本編４～５頁）

① 区は令和３（2021）年２月に策定した前期計画に基づき、循環型社会・脱炭素社会形成への取組を区民・事業者とともに進めてきましたが、この間、国・東京都の法制度や各種計画の見直しが行われ、計画を取り巻く状況は大きく変化しています。
② 区の人口動向として、当面の間、人口増加が続くと予測され、令和 16（2034）年には 30 万人を超える想定です（港区人口推計（令和８年３月））。排出量の増加や多様化する排出ニーズへの対応が求められます。
③ 資源循環型社会の実現に向けた動きとして、国は循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略に位置付け、プラスチック資源循環促進法の施行など包括的な制度構築が進んでいます。
④ 食品ロスの削減に向けた取組として、令和７（2025）年に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第２次基本方針が閣議決定され、事業系食品ロスの削減目標の引上げ等、新たな施策が盛り込まれました。
⑤ 自然災害への対応として、首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生に備え、平時からの体制整備と関係機関との連携強化が必要です。
⑥ ＤＸの進展に伴い、ＩｏＴやＡＩなどの先端技術の活用により、業務の高度化・効率化を推進し、持続可能で質の高い清掃・リサイクル行政を実現していくことが求められます。

１（２）計画の位置付け　（本編６頁）

① 本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき、区内で発生する一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置付けます。

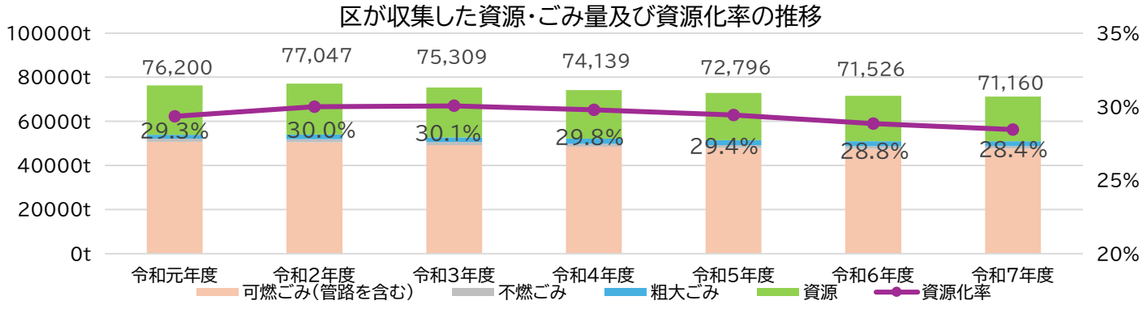


１（３）計画期間　（本編７頁）

① 国の「ごみ処理基本計画策定指針」では概ね５年ごとの改定等が適切とされ、令和８（2026）年度が現行計画の中間年度に当たることから、必要な見直しを行うものです。
② 本計画は、計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理の方向性を示すものとして位置付けます。
③ 改定に当たり、令和７年度に「基礎調査」（区民・事業者アンケート等）及び「ごみ排出実態調査」を実施しています。

２ 港区の概況　（本編７～10 頁）

① 人口・世帯数はともに増加傾向にあり、一人当たり排出量が減少しても全体の収集・処理量が減少しにくい構造にあります。
② 事業所数は４万１千事業所超、従業者数は 100 万人超（令和３年経済センサス - 活動調査）で、事業活動に伴うごみの発生が大きい地域構造です。
③ 区収集可燃ごみ量は減少傾向にあるものの減少は緩やかで、資源化率も低下傾向にあり、可燃ごみ中の資源の分別徹底などが課題です。



第２章　ごみ処理基本計画

１ 基本理念・基本方針　（本編 11～13 頁）

① 区民・事業者は自身が「排出者」であると自覚した上で排出者責任に基づく取組を徹底し、区は快適な生活環境の保全と適正な収集運搬・処理を実践して、それぞれの責任を果たしていくための基本理念を定めます。
② 基本理念の具現化に向けて、区民・事業者・区のそれぞれの責任と役割に応じた基本方針を定めます（前期計画の基本方針を継承）。

【基本理念】

環境に配慮した持続可能な社会をめざして

循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します。

基本方針１　区民の参画と協働による３Ｒを推進します
分かりやすい情報提供・普及啓発・環境学習の充実により、区民の主体的な発生抑制、食品ロス削減、資源の適正な分別・排出を支援します。

基本方針２　事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します
再利用計画書や立入検査等を通じた指導・助言、優良事例の共有等により、排出者責任に基づく事業者の自主的な取組を後押しします。

基本方針３　安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します
効率的・安定的な収集運搬・処理体制の確保、危険物の適正排出の周知、災害廃棄物処理体制の整備を進めます。

２ 前期計画の取組の達成状況　（本編 13～26 頁）

① 前期計画で設定した 12 項目の数値目標について、実績と令和８年度中間目標を比較したところ、３項目で目標を達成した一方、９項目は目標水準に達しておらず、更なる取組が必要です。

区分	項目数	該当する数値目標項目
目標を達成	３項目	総排出量／ごみと資源の分別意識／持込ごみ量
更なる取組が必要	９項目	区収集可燃ごみ量／可燃ごみへの資源混入割合／食品ロス発生量／プラスチック排出量／資源化率／資源回収量／集団回収による資源回収量／再利用計画書上の再利用率／温室効果ガスの排出量

３ 計画後期に向けた数値目標　（本編 30～32 頁）

① 計画全般にわたる取組の最終的な到達点を示す「区民一人１日当たりの区収集ごみ量」「資源化率」「持込ごみ量」の３項目を数値目標として設定します。
② あわせて、資源化の促進、食品ロス削減、脱プラスチック及び脱炭素化など各施策の進捗を多面的に把握するため、７項目の取組指標を設定します。

指標（単位）		令和元年度 実績	令和７年度 実績		令和 14 年度 目標値
【数値目標】					
区収集ごみ量（g/人・日）		565	517	削減	460
資源化率（%）		29.3	28.4	向上	40.0
持込ごみ量（t/年）		103,020	82,583	削減	70,600
【取組指標】					
総排出量（t/年）		179,221	153,742	削減	152,800
可燃ごみへの資源混入割合（%）		25.7	32.8	削減	25.0
食品ロス発生量（g/人・日）		55.5	48.3	削減	43.0
プラスチック排出量（t/年）		12,658	12,894	削減	12,100
集団回収による資源回収量（t/年）		5,643	4,607	向上	5,000
再利用計画書上の再利用率	（紙類%）	60.0	52.2	向上	60.0
	（厨芥類%）	14.0	18.6	向上	25.0
温室効果ガス排出量（t-CO2/年）		22,372	21,987	削減	21,086

第２章　ごみ処理基本計画

４ 目標達成に向けた取組　（本編 33～52 頁）

□ 本計画で掲げる目標の達成に向けて、前期計画から引き継いだ８つの重点施策を推進・展開していきます。

（１）事業系ごみの発生抑制　（本編 33～35 頁）

□ 排出事業者による自己処理責任の徹底を基本に、紙類、プラスチック類、食品廃棄物などの分別・資源化を一層推進します。

主な取組

① 事業用大規模建築物のごみ減量や資源の再利用の促進
② 再利用計画書などの各種手続のオンライン化等の推進 新規
③ 事業者によるごみ減量・資源化及び適正処理の推進
④ 一般廃棄物収集運搬業者との連携による適正排出の促進
⑤ 区収集を利用する少量排出事業者の民間収集への移行促進

（２）プラスチックの使用抑制と資源循環　（本編 35～37 頁）

□ 使い捨てに依存しない生活様式の定着を図るとともに、「プラスチックは資源」という意識の一層の定着を図ります。

主な取組

① 海洋プラスチック問題の普及・啓発
② レジ袋の削減とマイバッグの利用促進
③ ペットボトルの削減とマイボトルの利用促進
④ リユース食器等の利用促進
⑤ 使い捨てプラスチック削減に向けた区の率先した取組
⑥ 製造販売やサービス提供に伴う拡大生産者責任の強化

（３）食品ロスの削減（港区食品ロス削減推進計画）　（本編 37～42 頁）

□ 家庭における「買い過ぎない」「使い切る」「食べ切る」行動の定着と、事業者による食品廃棄物の削減を推進します。
□ 食品ロスを削減するためには、区民・事業者の行動・意識の変化が不可欠であり、食品ロス削減のための行動や意識がどのように変化したかを把握するため、「港区食品ロス削減推進計画」の独自指標を設定します。

主な取組

① フードドライブの回収機会の充実と提供先の拡大 拡充
② 企業版フードドライブの展開
③ 企業や大学等教育機関と連携した啓発
④ 食べきり協力店の拡充と取組支援
⑤ 食品ロス削減ハンドブックを活用した事業者への啓発
⑥ 食品ロス削減月間と食品ロス削減の日における普及・啓発
⑦ 食品廃棄物リサイクルの促進

（４）資源回収の拡大　（本編 43～45 頁）

□ 回収拠点の拡充やイベント回収の活用、不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収など、資源回収を一層推進します。

主な取組

① 子ども服をはじめとする古着の拠点回収の拡大 拡充
② 陶磁器類のリサイクル促進とおもちゃのリユース
③ その他再生可能紙の資源回収促進
④ 使用済み紙おむつのリサイクル
⑤ 厨芥ごみのリサイクル
⑥ 拠点回収から集積所回収への移行
⑦ 資源の選別や未利用食品の仕分けにおける障害者就労支援施設との連携強化
⑧ 家具のリサイクル展の充実

（５）持続可能な集団回収制度の構築　（本編 45～46 頁）

□ 活動団体や回収業者が継続しやすく、区民が参加しやすい仕組みづくりを進めます。

主な取組

① 集団回収実践団体に対する報奨金の見直し
② 古紙価格の変動に対応した回収業者への支援
③ 集団回収を実施できる回収業者登録制度の維持
④ 小規模事業者と集団回収実践団体のマッチング

（６）安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善　（本編 47～49 頁）

□ 地域特性や区民の生活状況に応じた収集サービスの向上と、安全で持続可能な収集運搬体制の構築を進めます。

主な取組

① 福祉部門と連携した戸別訪問収集・粗大ごみ運び出しサービス
② 集積所の分散化への対応
③ 繁華街における早朝収集の実施
④ 繁華街におけるマナー啓発
⑤ リチウムイオン電池などの危険物等の適正排出の徹底 拡充
⑥ 粗大ごみの申込をはじめとする各種手続のＩＣＴ化推進
⑦ 粗大ごみ収集の待ち時間短縮
⑧ 先端技術を活用した清掃事業の安全性の向上と効率化 拡充
⑨ 港資源化センターの設備更新・長寿命化
⑩ 在宅医療廃棄物の適正処理 新規
⑪ 荒天時や感染症流行期の収集体制の確保
⑫ 職員の熱中症対策の強化等による収集業務の安全確保 拡充
⑬ 家庭ごみ有料化に向けた課題整理

（７）災害等への対応力の向上　（本編 49～50 頁）

□ 「港区災害廃棄物処理基本方針」に基づき、平時からの体制整備と関係機関との連携強化を進めます。

主な取組

① 初動対応体制の確立やＤＸの活用等による港区災害廃棄物処理基本方針の推進 拡充
② 発災時の分別方法やルールの平時・災害時の区民周知 新規
③ 協定締結団体をはじめとする関係機関との連携
④ 風水害への備え 新規
⑤ 職員の対応力の向上 新規

（８）効果的な普及・啓発と環境学習の充実　（本編 50～52 頁）

□ 行動変容につながる情報発信を強化するとともに、学校・地域・事業者と連携した環境学習を充実させます。

主な取組

① ごみの減量・分別の徹底に向けた情報発信 拡充
② 清掃協力団体との連携強化
③ 学校、幼稚園、保育園での体験型環境学習をはじめとする次世代を担う環境人材の育成
④ ３Ｒに取り組む区民・事業者・団体の認証
⑤ 区施設・イベント会場等での分別表示や動画配信 拡充
⑥ 海洋プラスチック問題等を啓発する清掃車両のラッピング
⑦ 港資源化センター啓発動画の活用による情報発信
⑧ 施設見学等を通じた国際協力

５ 計画の進行管理　（本編 53 頁）

① 港区環境審議会において、毎年、区が実施・展開している施策の進捗を確認・評価し、Plan→Do→Check→Act のＰＤＣＡサイクルにより計画を推進します。
② 各取組の進捗状況や目標の達成状況等は、区ホームページでの公表や清掃協力団体への情報提供などにより広く周知します。

第３章　生活排水処理基本計画　（本編 54～55 頁）

生活排水処理基本計画

① 区の下水道普及率は 100％で、区内で発生する生活排水のほぼ全量が公共下水道により処理されています。生活排水処理基本計画では、家庭及び事業所等で発生する生活排水のうち、公共下水道により処理されていないものを対象とし、区の役割・責務を規定しています。
② 家庭から発生するディスポーザー汚泥等は、引き続き一般廃棄物収集運搬業者が収集し、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設（品川清掃作業所）で適切に処理します。
③ 事業活動に伴って排出される仮設便所のし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥、浄化槽汚泥については、今後も事業者の自己処理責任の徹底を促していきます。